

在留邦人各位

平成28年9月15日

在サイパン領事事務所

義務教育教科書の配布のお知らせ

文部科学省では、各在外公館を通じて長期滞在する義務教育学齡児童を対象に無償で教科書を配布しております。北マリアナ諸島においては、当事務所で受付と配布を行いますので、以下の通りお知らせします。今回の無償配布は、平成29年前期用（4月～9月）の教科書です。

なお、一度申し込みをされた児童に対する無償配布を継続する場合、改めて申し込みをして頂く必要はありませんが、帰国又は転出等により無償教科書の配布が不要となった際は、速やかに電話又は文書（電子メール又はファックス）にて当事務所までお知らせください。

1. 教科書無償給与対象者

日本国籍保持者で、当事務所に在留届を提出し、北マリアナ諸島に長期滞在する義務教育学齡期の児童。

- ・重国籍者であっても、日本国籍を保持する児童。
- ・本来は長期滞在者であるが、在留国の事情により便宜的に永住権を取得している児童。
- ・両親が日本人若しくは両親の一方が日本人の児童、外国人と養子縁組した日本国籍を有する児童で、永住権を取得しており、本来は永住者に区分されるが、将来日本の中学校や高等学校等に進学、又は日本で就労する意思をもつ児童。

2. 教科書無償給与対象外

- ・外国籍のみ保持している児童（外国籍のみの児童が補習校に在学している場合には、教科書代、送料及び手数料を自己負担して購入していただきます。）
- ・日本人学校、補習授業校等の教員、講師

3. 新規申し込み方法

教科書の無償配布を希望される方は下記の必要事項（全項目必須）をご記入の上、文書（電子メール又はファックス）にて当事務所までお申し込みください。

（1）必要事項

- ・対象児童の氏名（漢字、ふりがな、ローマ字）、性別、生年月日、学年
- ・保護者の氏名、住所、電話番号

（2）申し込み先

在サイパン領事事務所

Tel : 323-7201

Fax : 323-8764

E-mail : cojsf@ag.mofa.go.jp

※申し込み締切日は2016年9月29日（木）

(注1) 当事務所による文部科学省への報告後に教科書が必要になった場合は、送料と手数料を自己負担することで教科書の無償配布を受けることができます。

(注2) 無償給与は該当学年の1セットのみですので、他学年分等の入手を希望する場合は、最寄のOCS（海外新聞普及株式会社（ホームページ：<http://www.ocs.co.jp/>）又は公益財団法人海外子女教育振興財団を通じて入手してください。

(注3) 弱視児童生徒のための拡大教科書の給与を希望される方は、当事務所にご相談ください。

在サイパン領事事務所

TEL [+1\(670\)323-7201](tel:+16703237201)

FAX [+1\(670\)323-8764](tel:+16703238764)

Mail cojsaipan@ag.mofa.go.jp

HP http://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/saipan_top_j.html